新国立競技場計画

「情報公開と参加に関する調査」報告書

参加と合意形成研究会

open platform for sustainable society

2014 年 10 月 31 日

目　　次

はじめに　……1
１．調査の背景と目的　……1
２．調査票の設計　……4
３．調査対象の範囲　……5
４．調査結果
　4.1　回収結果　……6
　4.2　情報認知度と認知の遅れ　……6
　4.3　情報獲得手段　……8
　4.4　環境公正性の課題　……9
　4.5　自由回答意見の内容　……9
５．まとめと提言　……10
添付資料

新国立競技場計画

「情報公開と参加に関する調査」報告

参加と合意形成研究会*

2014 年 10 月 31 日

はじめに

参加と合意形成研究会は、持続可能な社会を作るために必要な、合理的で公正な公共の意思決定の促進を目的に 2014 年 6 月に発足した。具体事例として、新国立競技場計画を取り上げ、7 月 11 日にキックオフ・シンポジウムを開催し、論点を整理したうえで、計画プロセスにおける情報公開と参加の状況について、神宮外苑地区の住民を対象に、7 月 25 日～8 月 6 日に住民調査を行った。巨大な競技場ができることにより、生活環境に直接の影響が生じうる近隣住民を対象に、行政による情報公開、認知、参加への配慮はどうであったかを定量的に把握する、訪問面接を主体とした調査である。163 世帯から回答が得られた。その後、7 月 30 日に第 2 回シンポジウム、8 月 22 日に第 3 回シンポジウムを開催し、それぞれ調査中間報告および調査報告をおこなった。

本報告書は、この調査の結果を踏まえ、参加と合意形成を進展させ得るための具体提言を試みた。ただし、これは、今回の回答者から得た情報に基づくものであり、我々が把握できなかった情報もありうる。周知活動等、他の活動実績がある場合など、関係者諸氏からの追加情報を頂ければ幸いである。

１．調査の背景と目的

新国立競技場計画の一連の意思決定プロセスについて、7 月 11 日の第 1 回シンポジウム（キックオフ・シンポジウム）では、図 1 に示すような諸点が議論された。この議論により、現行計画案の策定過程において、十分な議論の場が用意されず、多くの重要な決定が非公開で行われたという問題点が明らかになった。

現在の新国立競技場の計画は五輪招致が決まる前に作られたため、国際オリンピック委員会（IOC）のオリンピック憲章や、それに基づく、オリンピックムーブメント・アジェンダ 21（1999 年制定）に沿ったものとはなっていない。しかし 2020 年東京オリンピック・パラリンピックのメインスタジアムとして使用することが想定されている以上、少なくとも、アジェンダ 21 に規定されている、参加システムの基本、すなわち prior and informed consent （事前の充分な情報提供のもとでの合意）は満たすことが必要である。

事前の充分な情報提供のもとでという考え方は、今日の日本では理解されているものの、行政の運用ではなかなか実現していない。だが、最近では同じ趣旨で、司法の領域でも以下のように‘参加システムが充全’という表現が使われ、新たな兆しも見えなくはない。

例えば、平成 20 年 9 月 28 日の浜松市区画整理事業計画決定取り消し請求事件の最高裁判所大法廷判決（最大判）において、この表現が使われている。この判決では拙速な行政計画の意思決定を行った市に対する、関係住民の取り消し請求は認められることはなかったが、藤田裁判官が以下の補足意見をしている。

‘一般的に言って、行政計画については、策定後に個々の利害関係者が個別的な訴訟によってその取り消しを求めるという権利救済システムには、そもそも制度の性質上多少とも無理が伴うものと言わざるを得ないのであって、立法政策的見地からは、決定前の事前の手続きにおける関係者の参加システムを充全なものとし、その上で、一度決まったことについては原則として一切の訴訟を認めないとう制度を構築することが必要というべきである。’

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）、都、区により手続きが進められている主要プロジェクトの参加システムが充全であるかを検証することは、行政機関の運用実態が、上記の司法判断を遵守しているか否かを評価することにも相当する。

充全な参加システムについて確立した定義はない。本調査では、少なくとも、行政による意思決定前に、全ての関係住民に対して情報公開と参加機会が提供され、参加の場で「意味ある応答」が行われた上で代替案が検討され、住民意見が反映されることが必要とする前提を置いた。今回は、このような参加システムがあったのか、それとも、事後の情報提供の結果、行政と住民の間に情報非対称が存在したのか、また、住民への周知は充分であったのかを調査することにより、参加システムの充全性を検証する。

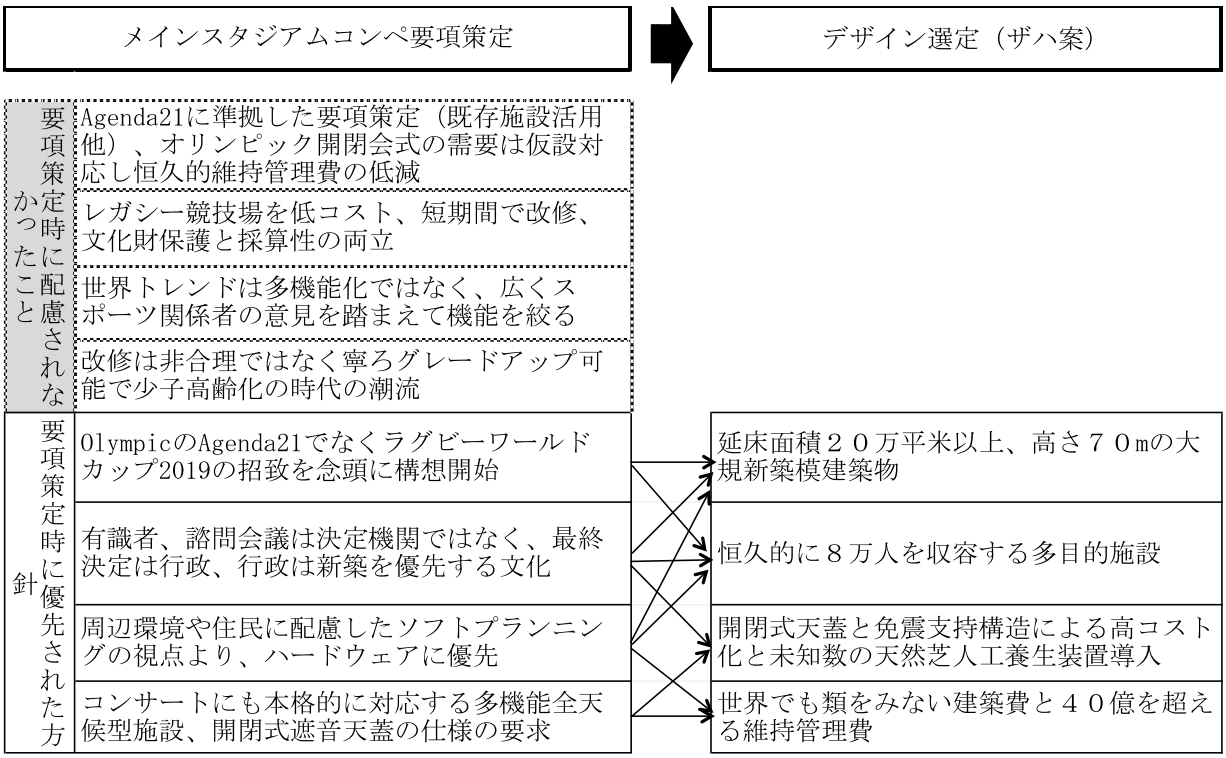

図１　現行デザイン策定過程の論点（要約）

２．調査票の設計

本調査の考え方を図２に示す。事前あるいは事後に情報公開と参加機会の提供があったかなどを調査し、これにより、情報認知度とともに、行政による実質的意思決定時からの認知の遅れを測定する。本来あるべき代替案の検討と、その際の意味ある応答に対してどのくらいのずれがあったのかを検証する。

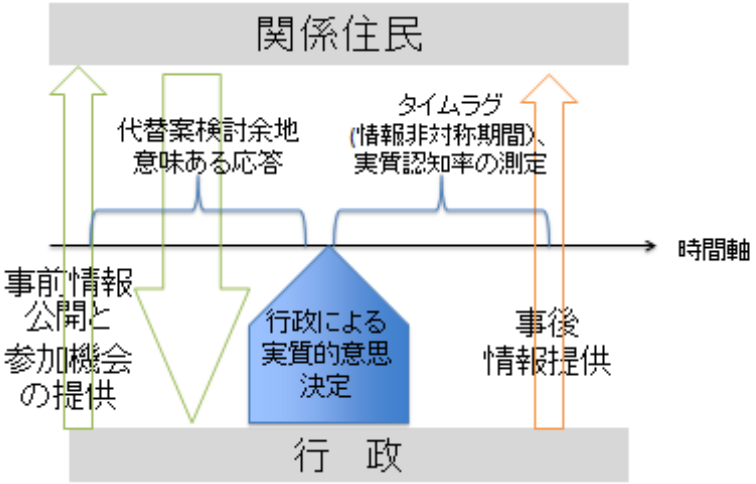

図２　参加システムの充全性検証の考え方

重要な意思決定の抽出：　調査票設計にあたり、まず、当計画において情報公開と参加に供すべき重要な意思決定を特定した。2012 年 11 月 16 日のデザイン選定と可動式遮音屋根採用は、計画の基本構想が決定された日であり、この日を認知の遅れを計算する基準日とした。また、2013 年 6 月 17 日の外苑地区都市計画決定も重要な決定である。さらに、これまでの計画プロセスにおける、法令等に基づく参加や協議の場としては、環境影響評価の方法書段階、景観条例に基づく協議、風致地区条例に基づく協議がある。これらの機会で住民に情報公開がなされ協議が行われたかを聞くこととした。

設問の構成：　上記の決定および参加の場について、Q1～Q8 の質問を設定し、重要な情報の認知度、いつ、その情報を得たか、どのようなメディアでその情報を得たかなどを聞いた。さらに、参加機会とそのレベルを測定する項目として、重要な意思決定に対して住民意見を述べる機会があったか（Q9）、行政からの説明を望むか（Q10）を設けた。2014 年 6 月 13 日の JSC による地元説明会は近隣住民にとって重要であり、その参加も聞いた（Q11）。最後に自由意見も聞き（Q12）、フェースシートを設けた。なお、回答者には、問題の理解を深めるため、各質問項目を補足する参考資料として「オリンピック 2020・新国立競技場計画 － 計画に関する理解のまとめ」を提供し、包括的に事実を確認した上で回答してもらえるよう配慮した。重要な意思決定に関連する質問項目の概要は表 1 の通りである。

表１　アンケート質問項目の概要

重要な意思決定、手続き	意思決定、手続き完了年月日	設問	
新国立競技場基本構想デザイン決定	2012/11/16	Q1	新競技場建替えの認知
		Q2	建替案のデザインコンクール前に改修計画案が存在したことの認知
新宮外苑地区　地区計画決定	2013/6/17	Q3	高さ規制の 15m から 75mへの引上げの認知
メインスタジアム仕様としてコンサート用途を担保する可動式遮音屋根採用	2012/11/16	Q4	オリンピック後のコンサート利用計画があることの認知
		Q5	コンサートの騒音に対する心配事項
		Q6	遮音可動性屋根設置により複雑化した構造のため、多額の公的資金援助があることの認知
2020 東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント	手続き中	Q7	新競技場周辺の環境アセスメント手続きが進められていることの認知
		Q8-1	コンサート騒音がアセス対象でない
		Q8-2	環境アセス対象項目詳細に関して
新宿区、渋谷区景観条例に基づく届出・協議、風致地区条例に基づく協議	未定	Q8-3	区による風致の協議、景観の審議実施
競技場建替え、地区計画、コンサート機能、環境アセスメントの４つの決定	—	Q9	計画や手続きについて、自身の意見を述べる機会はあったか。
		Q10	計画の決定について、さらに詳細な説明を希望するか。
—	2014/6/13	Q11	2014 年 6 月 13 日の JSC による新国立競技場計画説明会に参加したか。
—	—	Q12	自由回答

Q1～Q8 については、さらに、その情報をいつ得たかを質問。
また、どのような手段で情報を得たかについても聞いた。

３．調査対象の範囲

新国立競技場の予定敷地境界から計画建物高さ 70m の 2 倍、140m（2H）の範囲内の世帯を優先的に調査した。理由は、新規建築物による環境影響等があり、当該の範囲は、都、区が制定する「中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」で、近隣関係住民として扱われるためである。特に住宅が多い、千駄ヶ谷 1 丁目、2 丁目、神宮前 2 丁目を対象とした。当地区の世帯数は約 686 世帯と推定され、その約 40%、273 世帯を無作為抽出した。

上記地区に加え、2H～5H（敷地境界から 350m）の距離の世帯にも調査を行った。2H 内の調査結果と比較することで、距離による住民意識、計画情報の認

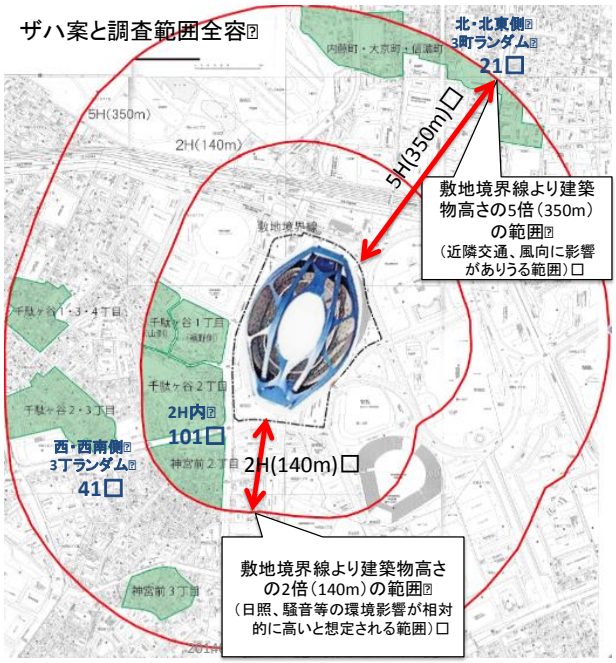

図３　調査対象の範囲（神宮外苑地区）

知状況の差異を見た。2H 内の調査地区から、競技場から放射状に延長した神宮前 3 丁目、千駄ヶ谷 2 丁目、3 丁目に加え、競技場北側の内藤町、大京町、信濃町にわたる地区を対象とし、戸建て住宅を中心に 194 世帯を無作為抽出した。図 3 の中心部に現在の計画案（ザハ案）を示す。

調査方法は、訪問面接、または留め置き郵送回収とし、インタビューおよび調査票配布期間は、2014 年 7 月 25 日～8 月 6 日、郵送回収期間は 8 月 21 日までとした。

４．調査結果

４.１　回収結果

訪問件数は 467、回収数 163 で、内訳は 2H 内の地域が 101 件、2H～5H の地域は 62 件、回収率は各 37%、32%、全体では 35%となった。2H 内の推定世帯カバー率は 15%（表 2 参照）である。

回答者の属性：平均年齢 57 歳、平均在住年数は 37 年、男性 50%、女性 43%であった。

表２　訪問世帯数と回答取得数

		渋谷区世帯数データより（H25.6）	PC上で計測した2H内エリアの面積比	推定世帯数 a	抽出・訪問世帯数 b	回答取得数 c	回答取得率 b/c	推定世帯カバー率
2H	千駄ヶ谷1丁目	907	24%	218	102	30	29%	14%
	千駄ヶ谷2丁目	622	45%	280	69	20	29%	7%
	神宮前2丁目	1713	11%	188	102	51	50%	27%
	小計	3242	n.a.	686	**273**	**101**	**37%**	**15%**
5H	西・西南側3エリアランダム	試算せず			124	41	33%	
	北・北東側3町ランダム				70	21	30%	
	小計	n.a.			**194**	**62**	**32%**	
総計		n.a.			**467**	**163**	**35%**	

４．２　情報認知度と認知の遅れ

Q1～Q12 までの質問により、計画案および環境アセスメントへの認知とその時期を把握した。一例として、Ｑ１（**新国立競技場への建替えの決定について**）を示すと、2012 年 11 月の決定時に知っていた人は 2 割に過ぎず、認知の遅れが大きい。

行政、JSC の意思決定	決定のタイミング	質問項目
・新国立競技場基本構想デザイン決定。 ・現競技場は解体し、建築物高さ 70m の全天候型競技場を新築すること。	2012 年 11 月 16 日	Q1　新競技場への建替えが決定したことはご存知ですか？「知っていた」場合、いつ知りましたか？
		知っている　　知らない ２０（　　）年　（　　）月（　　）日

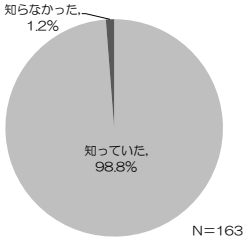

図４　国立競技場の建替えの認知度（Q1）

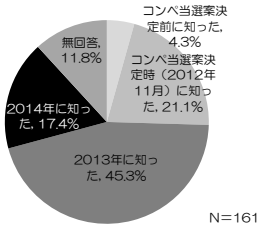

図５　国立競技場の建替えを知った時期（Q1）

重要な手続きに関する近隣関係住民の情報認知度、認知の遅れを測定すると表３のような値となった。情報認知度は、知っていると回答した人の割合、認知の遅れは、計画決定後情報を知った時までの日数である。情報を知った時期を年で回答の場合は当該年度の 5 月 30 日、月で回答の場合は当該月の 15 日と、中間値を仮定して算出した。計画の意思決定前に関連情報を知っていた場合はマイナスで示すが、少数であった。近隣関係住民への主たるインパクト（不動産価値、景観、生活環境など）を理解する情報に関するＱ１，４，３，７の測定値を表 3 に示す。

表 3　重要な手続き、決定事項に関する近隣関係住民の情報認知度、認知の遅れ

関連手続き	設問	情報認知度	認知の遅れ
新国立競技場計画基本構想	Q1:競技場建替えの決定	98%	199 日
神宮外苑地区　地区計画決定	Q3:都市計画決定による高さ規制の緩和	42%	501 日
新国立競技場仕様	Q4:新競技場は恒久的コンサート機能をもつこと	55%	424 日
2020 東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント	Q7:環境アセスが進められていることに関して	30%	559 日
	Q8-1,2:環境アセスメントの詳細項目	10%未満	609 日

Ｑ１から Q9 までの集計結果（近隣関係住民に当たる 2H（140m）以内居住者 n=101）から「認知の遅れ」と「情報認知度」を測定し、その関係を見ることにより、新国立競技場計画の参加システムが、果たして充全であったかを評価するモデルができる。以下の 2 指標を算出して散布図を描き、可視化したのが図６である。

認知の遅れ（X 軸）: 行政の意思決定時点から、住民が情報を得た時点までの日数の加重平均

情報認知度（Y 軸）:　知っている人／（知っている人＋知らない人）　・・　％で表示

図 6 では事業計画の実質的な意思決定日（2012 年 11 月 16 日）を０ポイントの点としてある。その軸の左側で、少なくとも過半数の住民には情報が認知されるべきだが、認知度と認知の遅れの回答者平均は、軸の右側に偏在し、認知時期もばらついており、これは公開情報が認知されなかったことを示している。また、質問 Q7（アセスが実行されていること）、Q8-1（コンサート騒音がアセスの対象でないこと）の認知度は 30%及び 8%と低く、生活環境の評価に関する必要十分なアセス情報の認知、伝達が不足していることを示唆している。さらに、本調査の範囲ではないが重要な問題として、同計画の収支計算書が公開されたのは、意思決定後 641 日もが経過してからという点も指摘しておく。

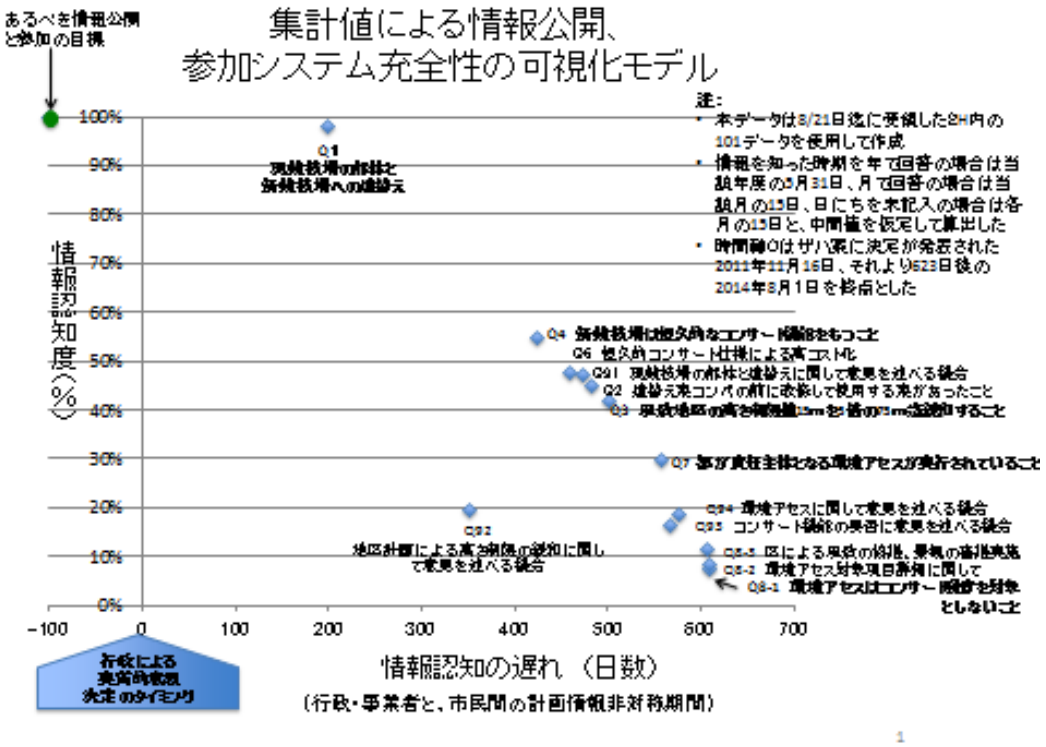

図６　参加システム充全性の可視化

４．３　情報獲得手段

行政からの情報提供が適切に行われたのかを把握するため、どのような手段で知ったかを聞いた。一例として、図７は Q1 建替えの決定についての情報獲得手段についての質問と結果である。全回答者（n=161）の 71.4%はテレビ・新聞などのマスコミから情報を得ている。

Q1-1　国立競技場の建替えが決定したことをどのような方法で知りましたか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

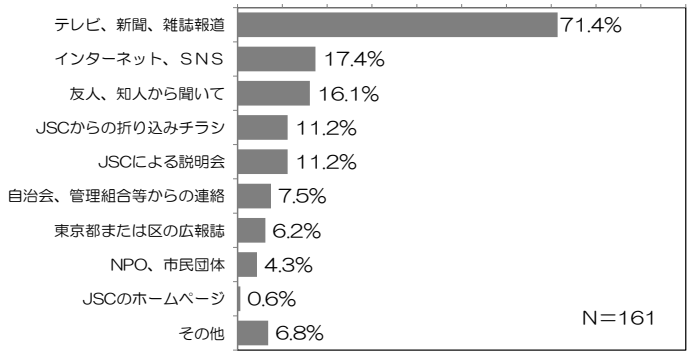

図７　国立競技場の建替えに関する情報の入手手段（Q1-1）（複

２H に居住する近隣住民（n=101）に絞ってみても、情報認知者の大半は、昨年 9 月のオリンピック招致決定後から現在に至るまでの期間に、主にテレビニュース、新聞報道を通じて情報を認識したことが集計結果から明らかになった。表４は、重要な４つの手続き、決定事項について、２H の住民のうち「知っている」と回答した人が、どの手段で獲得したかを質問したものの集計値である。

表４　重要な４つの手続き、決定事項に関する情報獲得手段

		Q1 新競技場への建替えが決定したこと	Q4　恒久的なコンサート利用に関して	Q3　高さ制限の緩和に関して	Q7 アセスが進めらている事に関して	累積値
	知っていた、情報認知していた人数⇒	99	52	42	29	222
情報入手手段（回答集計値、複数回答あり）	⑦テレビ、新聞、雑誌報道	64	20	20	10	114
	⑧インターネット、ＳＮＳ	20	10	10	5	45
	③東京都、区、又は JSC の説明会	16	15	11	未開催	42
	⑨友人、知人から聞いて	18	8	6	3	35
	⑤自治会、管理組合等からの連絡	10	2	11	5	28
	⑥NPO、市民団体	7	6	8	5	26
	④東京都または区の広報誌	7	1	1	1	10
	③’ 2014/6/13JSC 説明会での二次伝達				3	3
	①東京都、区、又は JSC のホームページ	1	0	1	1	3

また、インタビュー調査及び自由意見から、2H（敷地境界より 140m）内の近隣関係住民は JSC の過去３回程の説明会で情報を入手する機会があったとわかっている。しかしこの情報は選択的に伝達されている傾向にあり、双方向の実質的な意見交換の場ではないとした自由意見もあった。

一方、新競技場の敷地境界から 2H～5H、すなわち、140m～350m 程度離れた地域の居住者に対しては、JSC ならびに都、区による説明が実施されたとの回答は得られなかった。特に都市計画決定、環境影響評価に関する情報の認知度に顕著な差があり、これは新聞報道の頻度と相関するものと推測される（新聞報道されていない件に関しては認知度が低い）。

４．４　地域別アセス情報認知の問題

Q7 の回答をエリア別に示したものが図８で、競技場におけるコンサートの騒音を心配する度合い（Q５）をエリア別に示したものが図９である。図８から、競技場の最近隣である千駄ヶ谷一丁目裾野側エリアの住民のアセスに対する認知率が 15%と低いことがわかる。ところが、図９から、コンサート騒音を心配する同エリアの住民は 85%（非常に心配＋多少心配）もおり、進行中のアセスのプロセスが、当事者である住民の参加を重視していない実態が判明した。

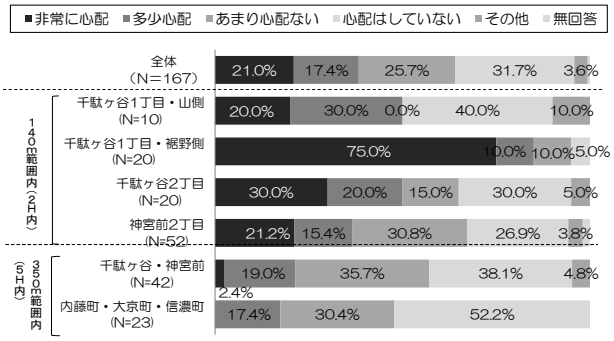

図８エリア別実施中の環境アセスメントの認知度（Q7）

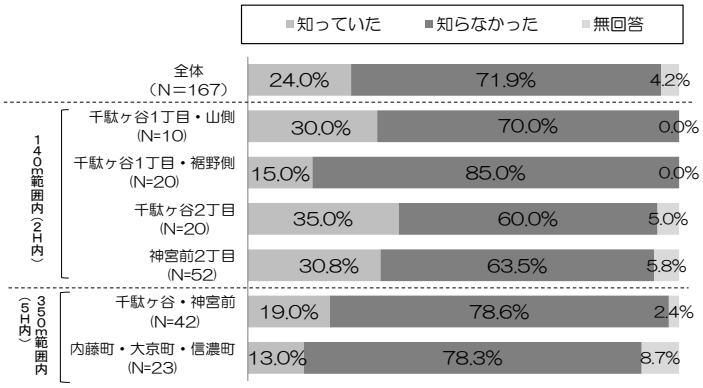

図９　エリア別騒音に対する心配度合（Q5）

４．５　自由回答意見の内容

アンケートに回答した 163 名のうち 129 名（79%）から、Q12 の自由回答意見を得た。129 名から集めた回答を個別意見ごとに集計した結果、161 件に上った。それらの意見を内容別に分類した結果、「情報認知等の手続に関する意見」「計画への賛否に関する意見」「計画内容に関する意見」「その他」の 4 つに整理することができた。

（1）「計画への賛否に関する意見」　これは 59 件と最も多く、次いで「計画内容に関する意見」が 41 件、「情報認知に関する意見」が 38 件、「その他」が 23 件となった。最も多くの意見が出た「計画への賛否に関する意見」については、原案に対して肯定的な意見が 11 件あったのに対して、否定的な意見が 45 件に上った。肯定的な意見としては、ザハ案を支持するものや未来志向の巨大プロジェクトに賛同する意見があった。一方、否定的な意見としては、建て替えではなく改修案を支持する意見が 27 件、原案の問題点を指摘しているものが 18 件あった。改修案を支持する意見については、その理由として、周辺環境になじまない、費用がかかり過ぎることなどが多く指摘されている。また原案の問題点については、巨大過ぎる、維持費がかかり過ぎるなど、改修案を明示的に支持するわけではないものの、原案に否定的な意見が述べられている。

（2）「計画内容に関する意見」については、環境・社会面に関する意見が 30 件と多く、一定程度の緑地を確保すべきとの意見や高層化による風環境への影響を指摘するもの、コンサート利用に伴う騒音や混雑の問題、圧迫感やデザインに関する意見などがあった。またデザインに関しては、国立競技場そのものだけではなく、周辺整備と一体で検討してほしいとの意見もあった。経済面に関しては、費用をできる限り抑制すべきとの意見がある一方で、スポーツの振興に使うことが地域の活性化につながるという肯定的な意見もあった。

（3）「情報認知等の手続きに関する意見」　「説明は十分」と回答した者は 1 人のみで、改修案が外れた経緯の詳細な説明を求める声や、知らないうちに事業が進んでいるとの問題点を指摘する声など「説明は不十分」とする意見が 29 件と多かった。また説明会開催の時間等を工夫するなど、事業に関する説明をより丁寧に行うべきとの指摘もあった。このように、事業者側が十分な説明責任を果たすべきとの意見が多かったが、説明会に出席した人の中には、知識面の不足など住民側の問題点を指摘するものもあった。

（4）「その他」　競技場を日本人設計者にしてほしかった、高さ規制緩和が不動産価値に与える影響が知りたいなどの要望や、競技場建替え自体についてあまり関心がないとの意見、内容が読み取れず不明なものなどがあった。

以上、自由回答で寄せられた意見は多様だが、総じて本事業計画に対する近隣住民の関心が高いこと、しかし、事業内容について十分に情報を持っていないことを問題として感じていること、さらには建替えを前提とした原案に対して懸念を抱く声が多いことが明らかとなった。

５．まとめと提言

調査結果に基づく個別の具体的提言を示すと、表５のようになる。この表は横軸に、質問項目を並べ、それらに対する回答数を左から３列目の「意見数」に示してある。これにより、近隣住民の関心事項は何か、その強度がわかる。設問に対する回答からは、Q8-1 ～Q8-3 と Q10 の回答結果を示し、自由回

答 Q12 の整理から、意見項目を分類した。

列の側は、回答の分析結果から考察して、今後の手続きなどで配慮すべき事項を整理した。ここでは、(1)現在進行中の環境アセスメント、(2) 都市計画（景観条例及び風致地区条例の協議等）、(3)財政規律の 3 つについて、配慮すべき事項を整理した。

これら、3 つの全てに共通する事項として、双方向での「意味ある応答」のされる参加の場の形成を提言する。(1) (2)については、意見を求める住民の範囲は広範にとり、(3)に関しては、より広く都民、国民の範囲での議論が必要である。また、(1)～(3)の個々については以下のような点が指摘できる。

１）環境影響評価における住民意向の反映

現在進行中の都のアセスプロセスでは、まず、近隣関係住民は全戸に周知し、5H の距離内の住民に対しても説明機会を提供する。そのうえで、人々の懸念に答えるべく、情報公開と参加を徹底する。代替案検討とともに、コンサート時の騒音や景観、ヒートアイランド現象など、影響評価項目で欠けている重要な項目について「意味ある応答」のされる検討を行う。

特に、コンサート騒音に懸念を示す最近隣の千駄ヶ谷一丁目裾野側エリアの住民に対しては、今後予定される解体工事、新設工事における騒音、粉塵も著しい影響を与える可能性があるので、2020 年東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメントの手続きを通じた住民への配慮を期待したい。

２）都市計画手続における住民意向の反映

区には風致計画、景観審査の権限があるのだから、区民への情報公開を積極的に行う。計画変更が可能な段階（今秋）で、景観、風致に関連する区と JSC との事前協議の前倒しでの実施と、その情報公開。規制緩和による風致地区としての影響に十分留意し、景観審議会においても、地域の歴史性、国民遺産としての価値など、透明性の高い方法で審議する。

３）財政規律の点からの検討

財政の厳しい現在、新競技場建設に巨費をかけることの妥当性には疑問が出されている。多額の国民負担に対し、十分効果があるか測定尺度を明示して説明する責任がある。このためには、中長期の財政計画の情報公開の機会を設けることが必要であり、JSC、都、区の共同で、競技場周辺の整備計画を示して中長期の財政計画の情報公開をする。

４）建替え建物の計画

以上の 3 点においては、残された手続きの充全性を満たすため「公共空間での議論」を推進する。その結果、新競技場の計画案の見直しが必要となれば、透明性の高い形で行う。世界に対する説明には、IOC のアジェンダ 21 の遵守をチェックする仕組みを作り、実行することが必要である。仕組みのモデルは国内にも既にあり、早急に対応する。

2014 年 10 月 31 日

参加と合意形成研究会*

「新国立競技場計画の情報公開と参加に関する調査」チーム

表５　調査結果のまとめと、それに基づく提言

			数↓	意見	調査結果より考察:今後の手続などで配慮を推奨する事項		
					東京オリンピック・パラリンピック環境アセスメント	都市計画：景観条例での届出・協議、風致地区条例での協議	財政規律
				責任主体→	都環境局、五輪アセス評価委員会、JSC	新宿区・渋谷区・JSC	国・都・区・JSC
回答集計結果からの要件140m以内の在住者101データより	情報周知率の調査結果(Q-8-1,2,3)		187	環境アセスメントの詳細項目：周知率は7.8-8.5%であった。(Q-8-1,2)	評価書縦覧について近隣関係住民全戸に周知		
			88	区により景観と風致地区における審査が実施されることに関する周知率は7.4%だった。(Q-3)		手続きの日程と内容（審査基準など）を全戸に周知	
	行政による更なる詳細な情報の説明についての要件（Q10）		441				
			86	現競技場の解体と建替え			行政は、神宮外苑における地区計画（Ａ２地区）の規制緩和による公共便益を事後評価する測定基準を明確にし公開する
			66	地区計画による高さ制限の緩和			
			48	競技場に恒久的なコンサート機能が必要か否か	8万人規模コンサートの騒音、振動の影を評価対象とする		
			66	環境影響評価（環境アセスメント）	直接影響の大きい近隣関係住民との意味ある応答		
			64	区の景観条例による審議		区民の情報提供ニーズに答える	
			57	風致地区の高さ制限解除の審査			
			54	可燃性が指摘されている遮音式屋根による神宮花火大会への影響	評価対象とすること		
自由回答意見Q12より抽出した要件350m以内の在住者163データより	自由回答の分類		161	意見内容の例			
	情報周知等の手続に関する意見		38				
		説明は十分	1	・説明十分あった			
		説明は不十分：　情報提供の充実	13	・なぜ改修案がコンペから外れたか、その理由、経緯を開示して欲しい ・地元（自治会）・地域へ定期的進捗状況をインフォメーションしてほしい			これまでの国（JSC）の意思決定により得られる公共便益に関する、都、区の考え方と、それが財政規律に与える影響の説明
		説明は不十分：　問題点の指摘	16	・説明が不十分。事後報告的。 ・歴史的建造物、費用、高さによる日照、風向き変化の影響等を考えるともっと議論するべきだったのではないか？	メインスタジアムに絞ったアセス結果の説明会と意見交換		
		その他、提案等	8	・決まったことだから世界中に宣伝して ・住民側に、議論の技術、現行法、公共事業に関する知識、事前情報収集する姿勢が不足			
	計画への賛否に関する意見		59				本計画により、国民、都民、区民および競技関係者の負担と便益が最適化され、他に財政規律上有効な代替案が存在しなかったことを説明する。 説明にあたっては、事業者JSC単独の説明ではなく、国、都、区が共同で説明
		肯定的	11	・ザハ案はよいと思った。周りをもう少しきれいに整備して。周辺との接合部の景観。 ・未来型巨大プロジェクトは支持する。75mなら超高層ビルが林立するよりまし。		計画変更が可能な段階（今秋）で、景観、風致に関連する区とJSCとの事前協議の前倒しでの実施と情報公開。 その際には住民意見（左記など）に配慮する。	
		否定的：改修案を支持	27	・建替は不要で、他に予算を回すべきでは。 ・費用がかかりすすぎ、現行のものを改修して使うべき、まわりの環境にそぐわない。			
		否定的：原案の問題点指摘	18	・巨大なものは反対。まち壊されるのが嫌。 ・維持費が掛るものはダメ。国民負担が大。			
		その他	3	・計画案を白紙にしてより透明性のある説明をしてほしい			
	計画内容への意見		41				
		環境・社会面：緑地、風環境等	10	・競技場の大きさと緑地のバランスが現在より緑が多くなってほしい ・75mの高さによって風環境が心配	五輪アセスの評価の一環として回答する。 評価対象でない場合は、近隣関係住民の懸念を解決する他の手続きを示す。		
		環境・社会面：騒音、交通等	9	・コンサートの時はうるさい。人も多いし駅が大混雑。 ・駅と道路は現状のままと聞き、渋滞が心配。工事期間中の立ち入り禁止ゾーンの詳細			
		環境・社会面：景観、デザイン等	11	・あの圧迫感には疑問に感じる ・国立競技場、神宮、体育館、全部まとめてデザインしてほしい		上記に同じ	
		経済面	3	・税金をあまりかけないで。なるべく費用はおさえてほしい。 ・建設と維持にたくさん税金を使うのは逆に、ほかのへんなものにわけもわからず使われるよりはよっぽどいいと思っている			
		その他	7	・神宮の歴史的経緯を考えていない ・オリンピック後の利用のされ方が心配。無駄がなければ良いのだが。			

謝辞

本調査の実施にあたり、地元の神宮外苑地区の皆様をはじめ、多くの方々のご協力を頂きました。ご回答頂いた皆様に改めてお礼を申し上げます。また、調査の実施に当たっては研究会メンバーのほか、東京工業大学や東邦大学、千葉商科大学の学生、関係者の皆さん、また、この問題に関わる NGO の皆さんなど、多くの方々のご支援を頂きました。ここに謝意を表します。

調査チーム

桑原洋一（千葉商科大学大学院・博士課程：調査チームリーダー）

村松晶子（東京工業大学・特別研究員　千葉商科大学・政策情報学部研究補助員）

錦澤滋雄（東京工業大学大学院・総合理工学研究科　准教授）

大澤昭彦（東京工業大学大学院・同研究科　助教）

原科幸彦（千葉商科大学・政策情報学部教授、東京工業大学名誉教授）

*** 参加と合意形成研究会、　OPSS: Open Platform for Sustainable Society**

事務局　千葉商科大学政策情報学部 原科研究室、http://www.cuc.ac.jp/~sahara/

代表　原科幸彦、　　連絡担当：桑原洋一　kuwabara.yoichi@uwalumni.com

添付：アンケート調査の集計結果と分析

添付：アンケート調査の集計結果と分析

アンケート集計結果は以下のとおりである。

（１）回答者の属性

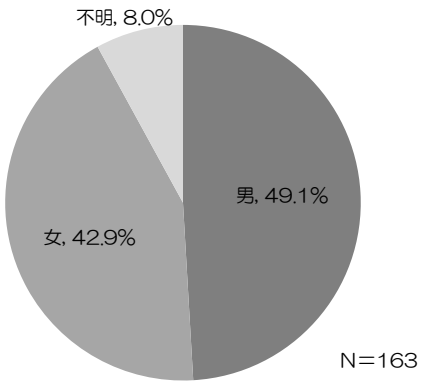

図 4-1　回答者の性別

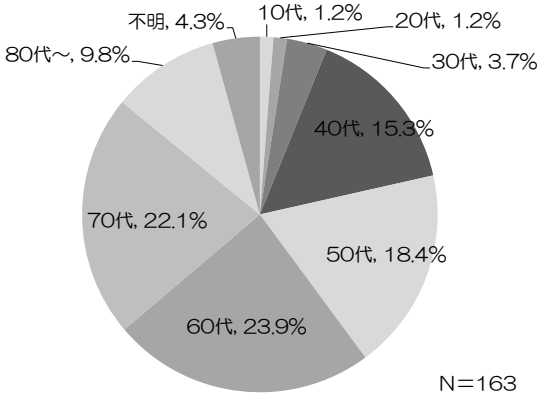

図 4-2　回答者の年齢

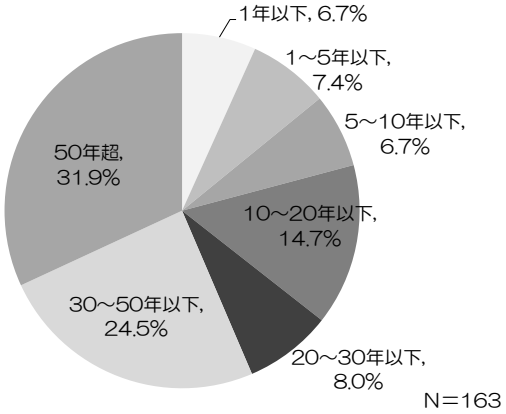

図 4-3　回答者の居住年数

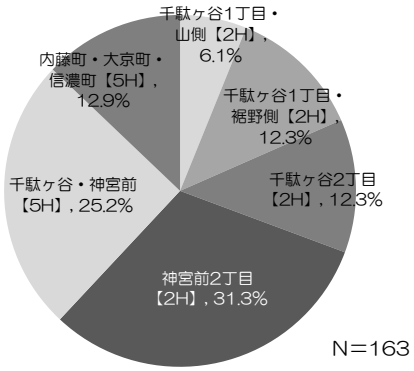

図 4-4　回答者の居住地

（２）新国立競技場への建替えの決定について

行政または JSC による意思決定事項	決定されたタイミング	質問項目
・ 新国立競技場基本構想デザイン決定。 ・ 現競技場は解体し、建築物高さ 70m の全天候型メインスタジアムを新築すること。	2012 年 11 月 16 日	**Q1　新競技場への建替えが決定したことはご存知ですか？「知っていた」場合、いつ知りましたか？**
		Q1-1　国立競技場の建替えが決定したことをどのような方法で知りましたか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

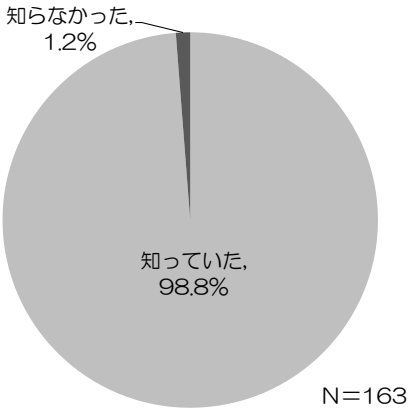

図 4-5　国立競技場の建替えの認知度（Q1）

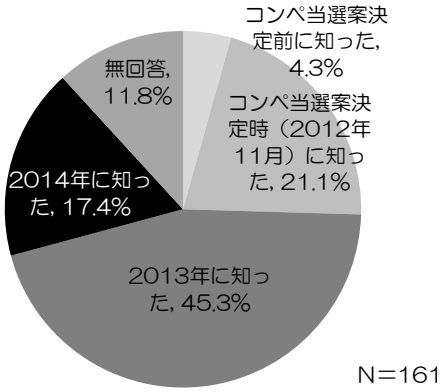

図 4-6　国立競技場の建替えを知った時期（Q1）

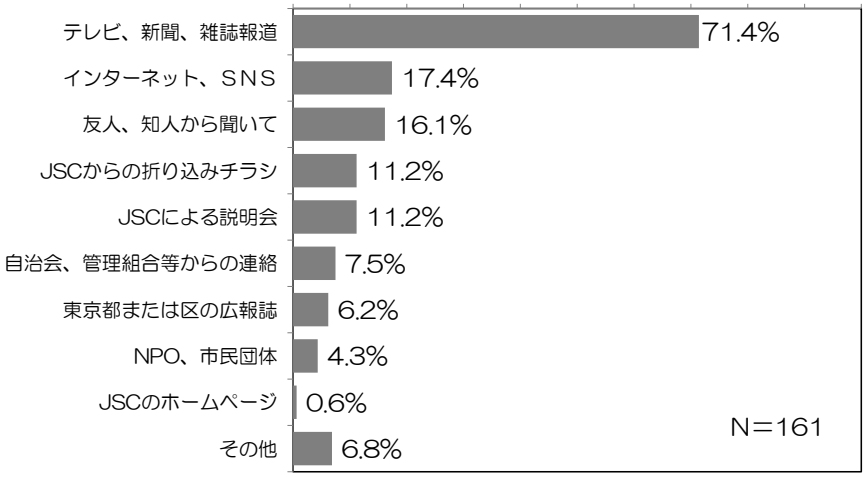

図 4-7　国立競技場の建替えに関する情報の入手手段（Q1-1）
（複数回答）

（３）現国立競技場の改修案の存在について

行政または JSC による意思決定事項	決定されたタイミング	質問項目
・ 新国立競技場基本構想デザイン決定。現競技場は解体し、建築物高さ 70m の全天候型メインスタジアムを新築すること。	2012 年 11 月 16 日	**Q2 新競技場への建替え案のコンペの前に、現国立競技場を改修して使用する案があったことをご存知でしたか？「知っていた」場合、いつ知りましたか？**
		Q2-1 現競技場の改修案をどのような方法で知りましたか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

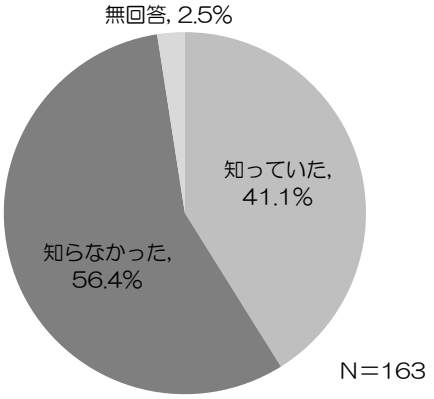

図 4-8 改修案の認知度（Q2）

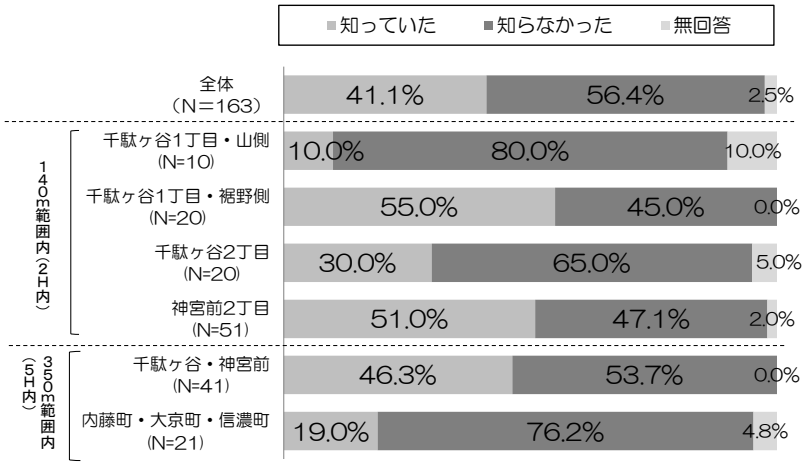

図 4-9 エリア別改修案の認知度（Q2）

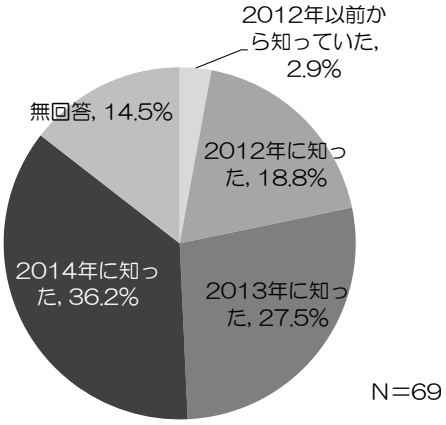

図 4-10 改修案を知った時期（Q2）
※知っていたと回答した人のみ

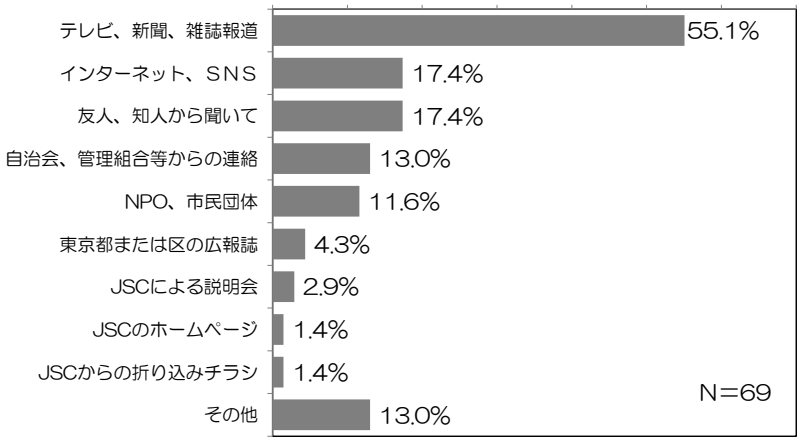

図 4-11 現競技場改修案に関する情報の入手手段（Q2-1）
（複数回答）

（４）再開発等促進区の指定で高さ制限が 15mから 75mに緩和されたことについて

行政または JSC による意思決定事項	決定されたタイミング	質問項目
・ 神宮外苑地区地区計画に関する都市計画決定により、高さ制限値 15mの 4.7 倍の 75m まで制限緩和すること。	2013 年 6 月 17 日	**Q3 昨年、国立競技場周辺の高さ制限が 15mから 75mに引き上げられたことをご存じでしたか？「知っていた」場合、いつ知りましたか？**
		Q3-1 高さ制限が緩和されたことをどのような方法でお知りになりましたか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

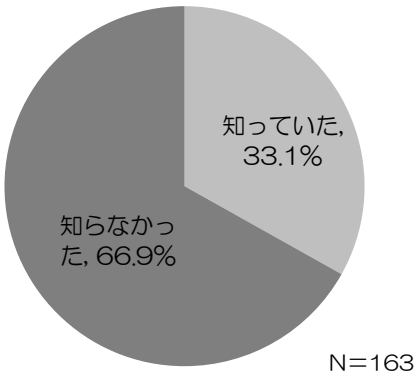

図 4-12 高さ制限緩和の認知度（Q3）

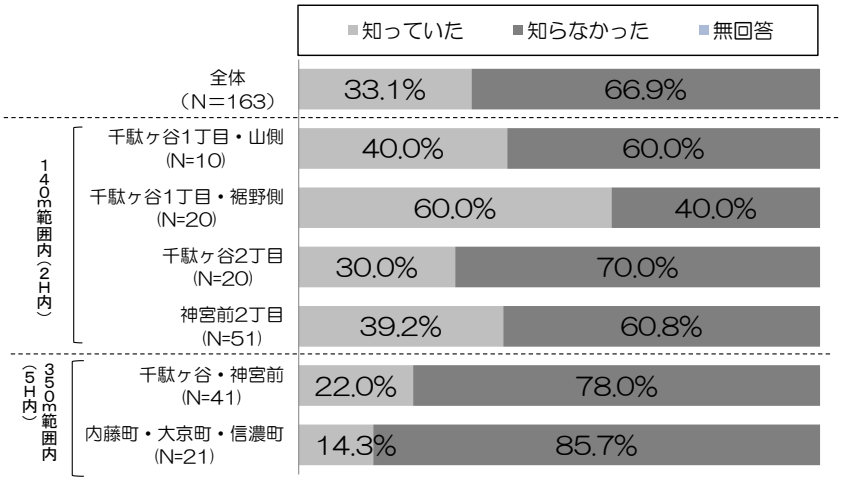

図 4-13 エリア別高さ制限緩和の認知度（Q3）

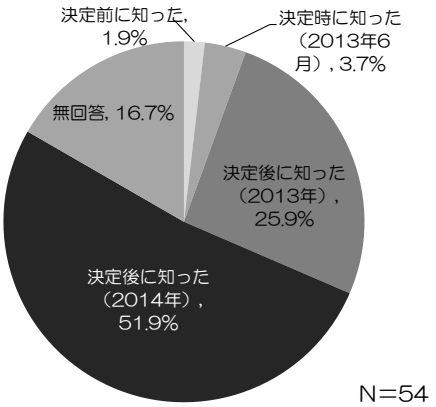

図 4-14 高さ制限の緩和を知った時期（Q3）
※知っていたと回答した人のみ

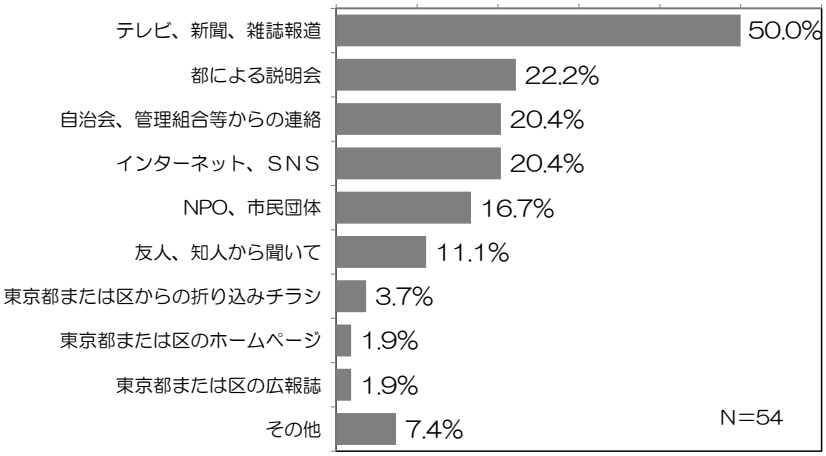

図 4-15 高さ制限の緩和に関する情報入手手段（Q3-1）
（複数回答）

（５）コンサート利用について

行政または JSC による意思決定事項	決定されたタイミング	質問項目
・ 新築のメインスタジアムの仕様として、恒久的な全天候型コンサート用途を担保する可動式遮音屋根が採用されていること。	2012 年 11 月 16 日	**Q4 オリンピック終了後、年12回程度、コンサートの利用が想定されているのをご存知ですか？「知っていた」場合、いつ知りましたか？**
		Q4-1 コンサートの利用が想定されていることをどのような方法でお知りになりましたか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

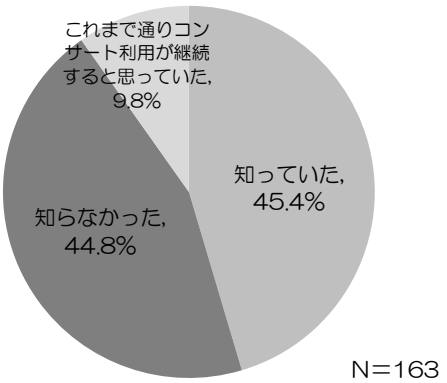

図 4-16　コンサート利用が想定されていることの認知度（Q4）

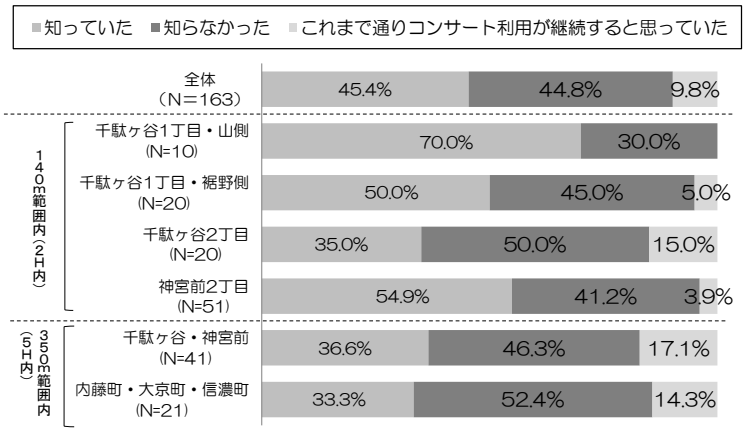

図 4-17　エリア別コンサート利用が想定されていることの認知度（Q4）

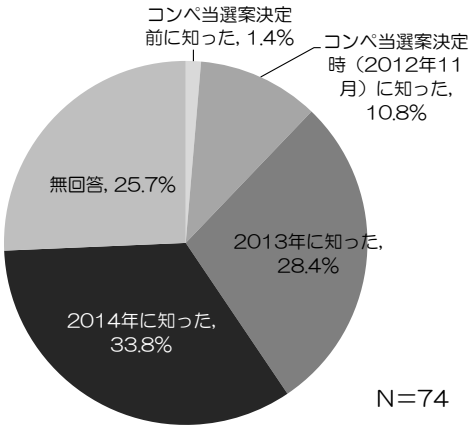

図 4-18　コンサート利用が想定されていることを知った時期（Q4）※知っていたと回答した人のみ

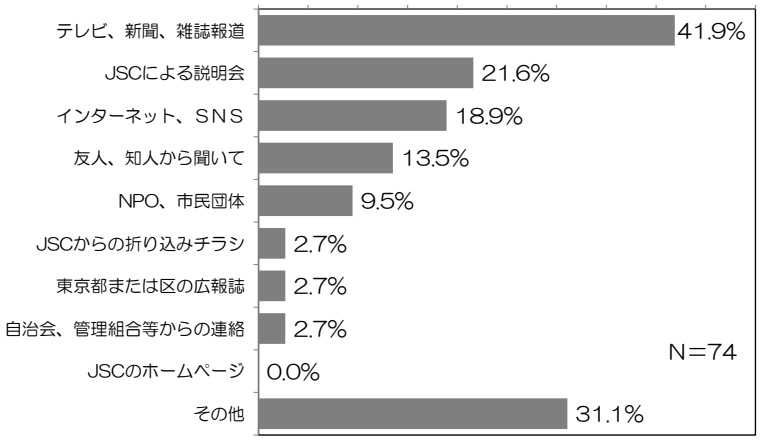

図 4-19　コンサート利用が想定されていることに関する情報入手手段（Q4-1）（複数回答）

（６）騒音の心配、遮音屋根の建設・維持管理に関する税負担について

行政または JSC による意思決定事項	決定されたタイミング	質問項目
・ 新築のメインスタジアムの仕様として、恒久的な全天候型コンサート用途を担保する可動式遮音屋根が採用されていること	2012 年 11 月 16 日	**Q5 コンサートの騒音について、心配はありますか？あてはまるもの一つに○をつけてください。**
		Q6 コンサートの騒音対策として遮音屋根を装備するため、複雑な構造が必要となり、多大な建設・維持費用が税金で補てんされることをご存じですか？「知っていた」場合、いつ知りましたか？

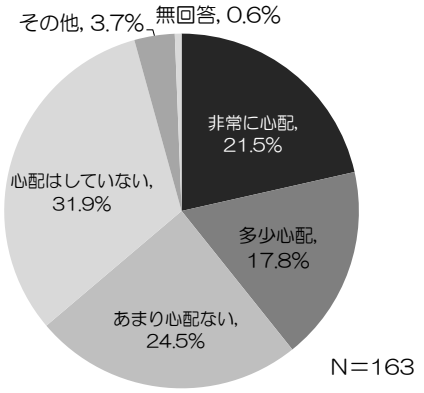

図 4-20　騒音に対する心配度合（Q5）

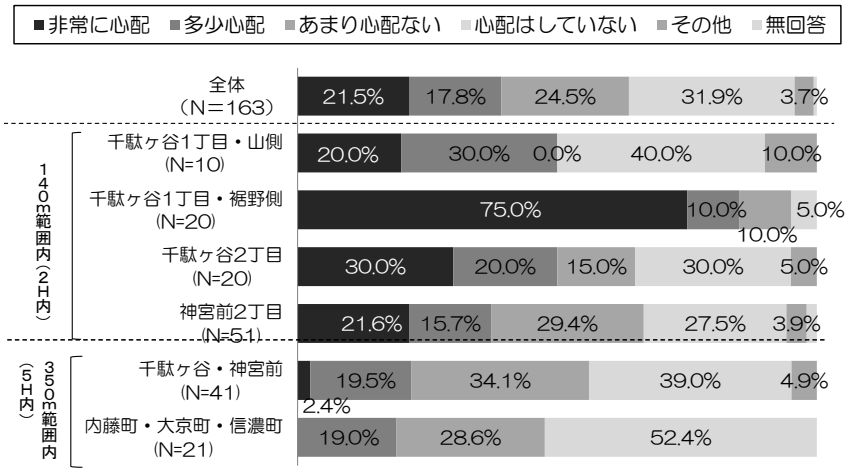

図 4-21　エリア別騒音に対する心配度合（Q5）

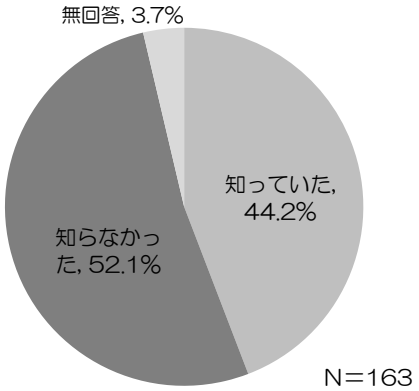

図 4-22　遮音屋根に関する税負担の認知度（Q6）

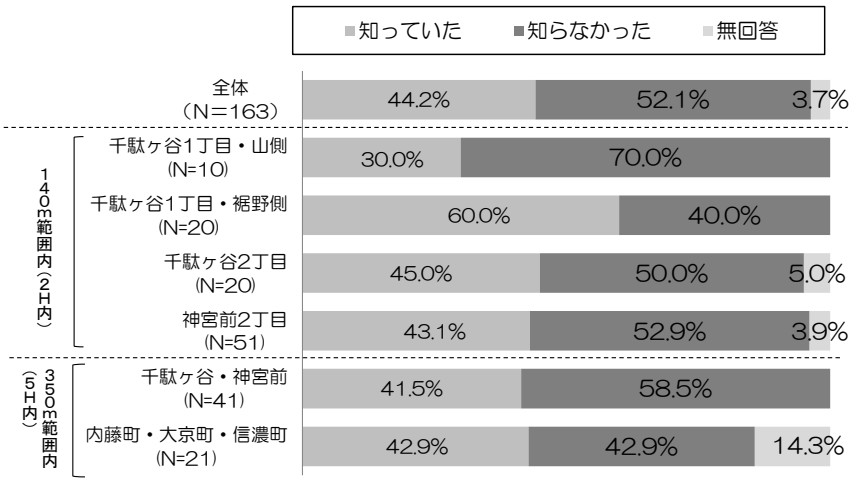

図 4-23　エリア別遮音屋根に関する税負担の認知度（Q6）

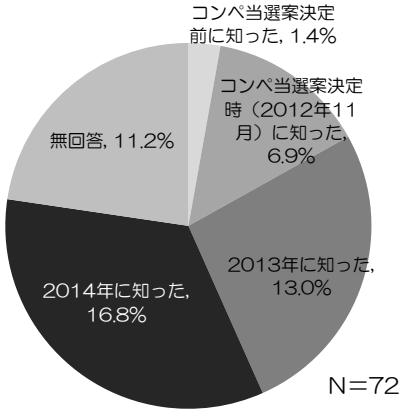

図 4-24　遮音屋根に関する税負担を知った時期（Q6）※知っていたと回答した人のみ

（７）実施中の環境アセスメントについて

行政、JSC により意思決定されたこと	決定されたタイミング	質問項目
・ 周辺住民の生活環境の影響に関するアセスメントによる検証（例：周辺道路への影響、交通負荷、解体による環境負荷、恒久的な騒音、ヒートアイランド等）	手続き中、工程未公表	**Q7 新競技場の周辺環境への影響を評価する手続き（環境アセスメント）が進められている途中であることをご存じですか。**
		Q7-1 環境アセスメントが進んでいることをどのような方法でお知りになりましたか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

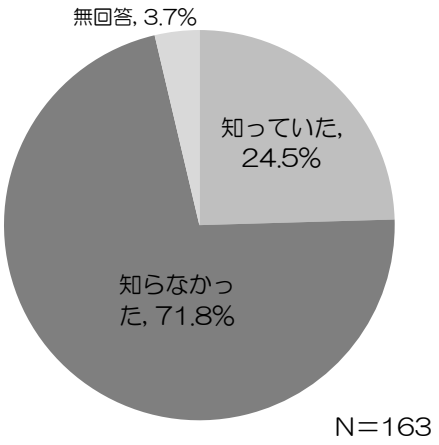

図 4-25　実施中の環境アセスメントの認知度（Q7）

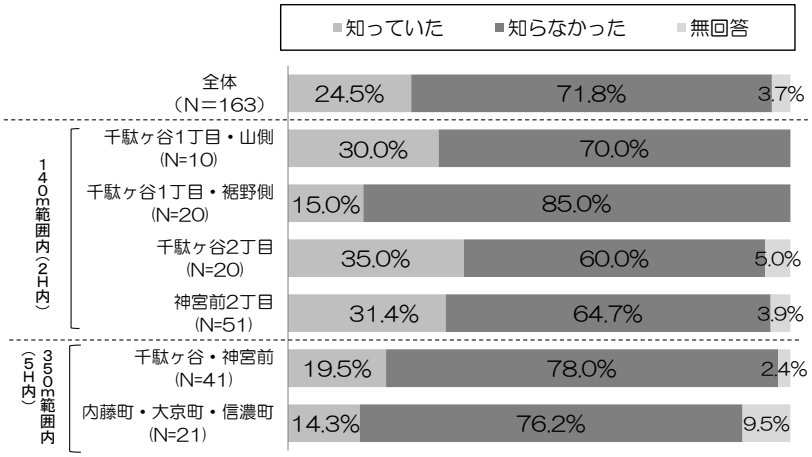

図 4-26　エリア別実施中の環境アセスメントの認知度（Q7）

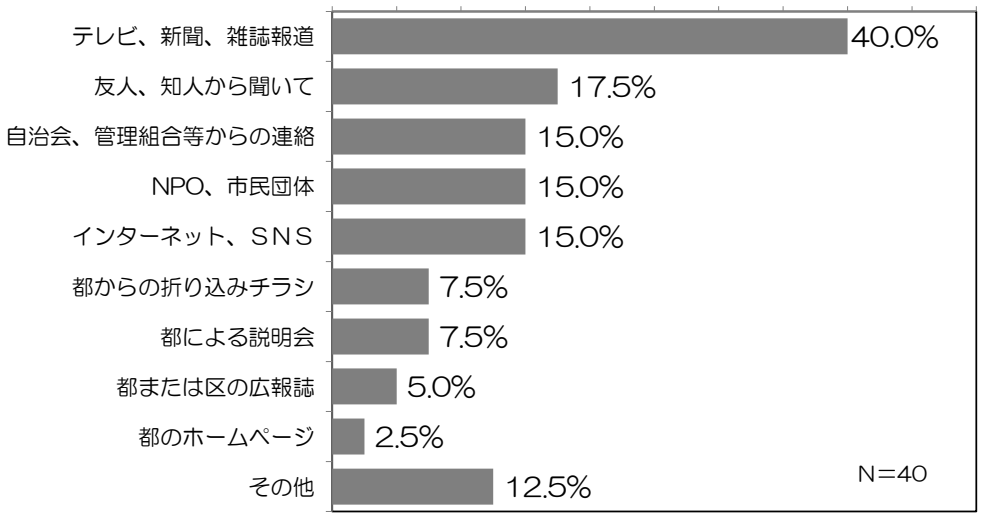

図 4-27　実施中の環境アセスメントに関する情報入手手段（Q7-1）
（複数回答）

（８）環境アセスメントや風致地区の協議等の手続きについて

行政、JSC により意思決定されたこと	決定されたタイミング	質問項目
・ 周辺住民の生活環境の影響に関するアセスメントによる検証（例：周辺道路への影響、交通負荷、解体による環境負荷、恒久的な騒音、ヒートアイランド等）	手続き中、工程未公表	**Q8 環境アセスメントの手続きでは、住民の意見を聞く機会を設けなければいけないこと をご存知ですか。**
		Q8-1 現在進行中の都の環境アセスメントでは、恒久的なコンサートによる騒音が考慮されていないことをご存知ですか。
		Q8-2 現在進行中の都による環境アセスメントでは、高い建物による局地的ヒートアイランド現象の有無、可動式遮音屋根設置（材質：塩ビ）による神宮花火大会への影響等が考慮されていないことをご存知ですか。
・ 新宿区・渋谷区景観条例に基づく届出・協議、風致地区条例に基づく協議（新宿区・渋谷区）	手続き時期未定	**Q8-3 景観への影響評価については、風致地区の協議と、区の景観条例による審議と並行して環境アセスメントの審査が実施されるはずですが、このことをご存知ですか。**

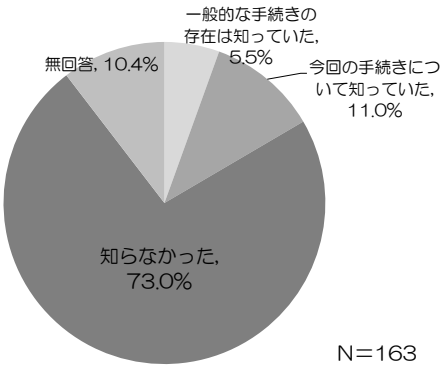

図 4-28　実施中の環境アセスメントの認知度（Q8）

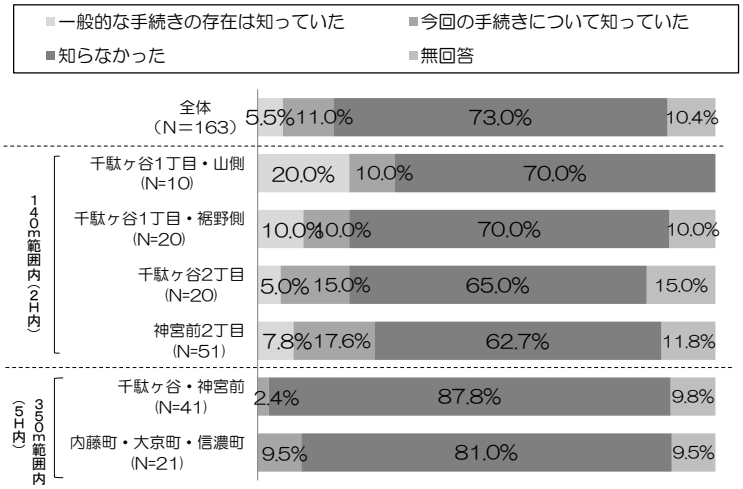

図 4-29　エリア別実施中の環境アセスメントの認知度（Q8）

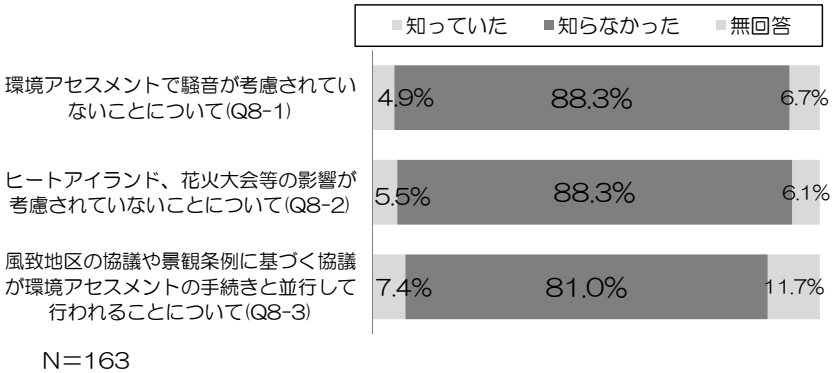

図 4-30　騒音・ヒートアイランド・景観の影響評価が未実施であること等の認知度（Q8-1～8-3）

（９）意見を述べる機会について

質問項目
Q9 次の計画や手続きに対して、ご自身の意見を述べる機会はありましたか。実際に意見 を述べなかったとしても、機会があったものすべてに〇をつけて、その時期を記入してください。

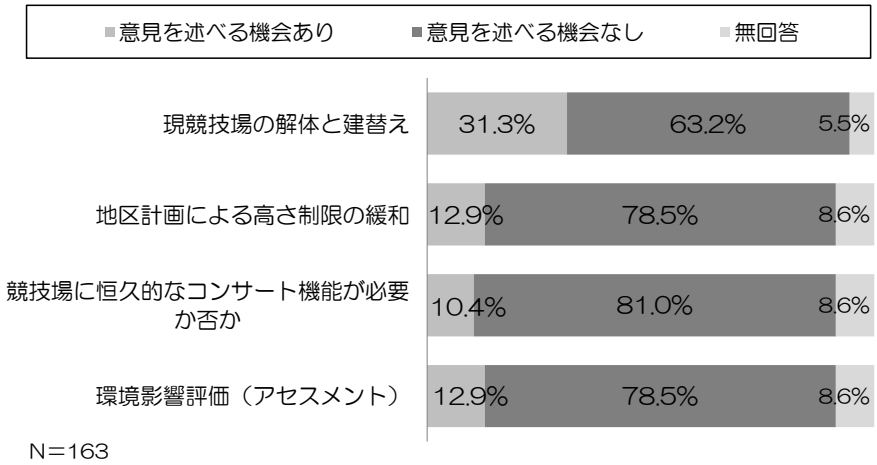

図 4-31　手続きに対する意見を述べる機会の有無（Q9）

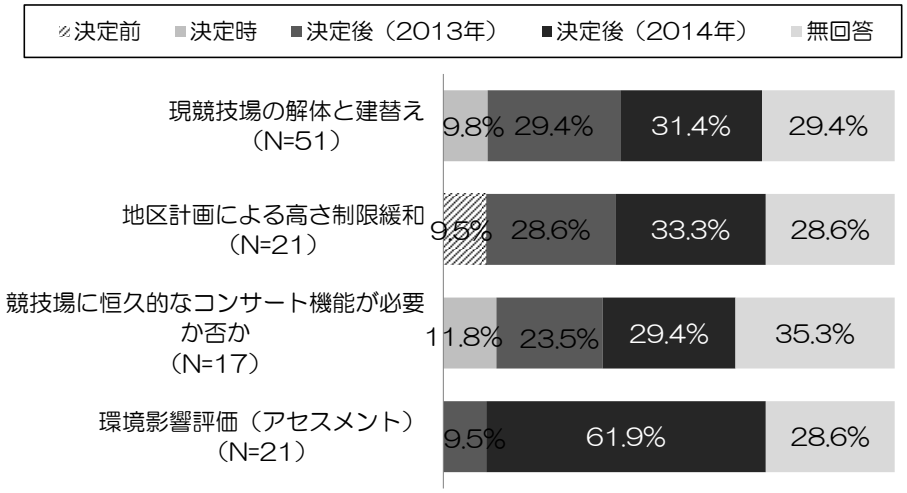

図 4-32 手続きに対する意見を述べる機会があった時期（Q9）
※知っていたと回答した人のみ

（10）行政による詳細な説明に対する意向

質問項目
Q10 次の計画について、行政によるさらに詳細な説明を希望されますか？あてはまるものすべてに○をつけてください。

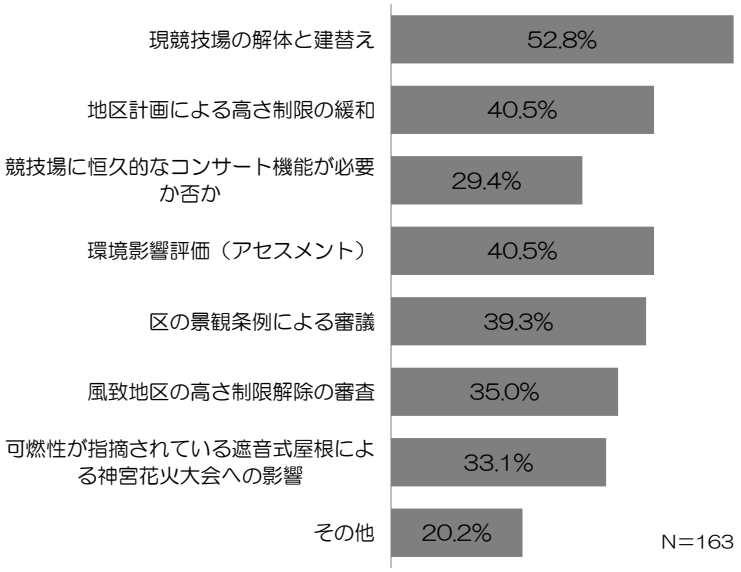

図 4-33　行政による詳細な説明に関する意向（Q10）
（複数回答）

（11）説明会への参加について

質問項目
Q11　６月１３日の新国立競技場計画の説明会（JSC 主催）に参加されましたか。あてはまるもの一つに○をつけてください。

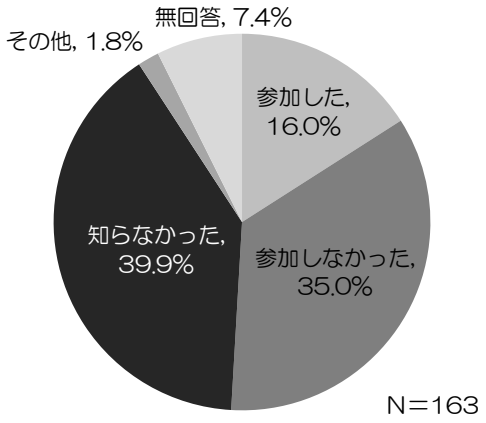

図 4-34　6 月 13 日の説明会への参加状況
（Q11）

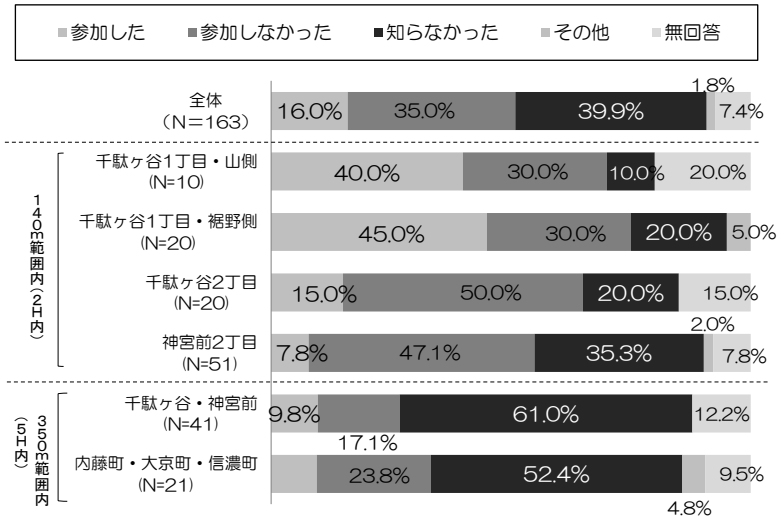

図 4-35　エリア別 6 月 13 日の説明会への参加状況（Q11）